目的別		
	地域を変えるための切り口	体制整備等 ／ 調査等 ／ 安全・安心な農産物生産 ／ 中山間地域振興 ／ 環境保全
	担い手の育成	研修・訓練 ／ 労働力確保等 ／ 経営改善 ／ その他（狩猟者の確保）
	農地の利用集積	遊休農地対策
	生産基盤の整備	その他（侵入防止柵）
	機械・施設の整備	施設導入 ／ 機械購入
実施主体別		市町村／農協／農業委員会／土地改良区／法人／任意団体／地域協議会

事業名	鳥獣被害防止総合対策事業（国庫・継続） 【鳥獣被害防止総合対策交付金】			
アピールポイント	鳥獣による農林水産物への被害を防止するための取組をソフト・ハード面から総合的に支援する。			
事業の趣旨	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」により市町村が作成する「被害防止計画」に基づき、地域協議会等が実施する鳥獣被害防止対策の取組等を総合的に支援する。	予算額（千円）		61,300
		内訳	国	61,300
			県	－
			その他	－

事業の内容等		補助率	標準事業費
	1　ソフト対策 （１）地域ぐるみの被害防止活動 　ア　生息状況調査、捕獲機材の導入、捕獲・追払い、放任果樹の除去、緩衝帯の整備等 　イ　サル・クマ・鳥類の複合対策（捕獲や追払いなど複数の取組） 　ウ　他地域の人材を活用した取組 　エ　ＩＣＴ等新技術の活用（ICTを活用した捕獲や追払いなど複数の取組） （２）大規模緩衝帯の整備や一度に相当数を捕獲する誘導捕獲柵わなの整備 （３）ＩＣＴ等新技術実証 （４）農業者団体等民間団体による被害防止活動 （５）ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組（販売拡大、搬入促進支援） （６）鳥獣被害対策実施隊の体制強化（実施隊員の人材育成、新規猟銃取得支援） （７）捕獲サポート体制の構築 （８）処理加工施設の人材育成 （９）ＩＣＴ活用による情報管理の効率化 （10）農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の緊急的な捕獲	ソフト対策 定額 1/2以内 （鳥獣被害対策実施隊が行う取組等は定額（限度額あり））	ソフト対策 定額補助の限度額は50万円～ （鳥獣被害対策実施隊の捕獲有資格者数など体制によって加算、その他メニューごとに設定あり）
	2　ハード対策 （１）侵入防止柵等の鳥獣被害防止施設の整備（既設柵の地際補強含む） （２）捕獲鳥獣の処理加工施設（食肉利用等施設等）の整備 （３）捕獲技術高度化施設（射撃場）の整備 《事業実施主体》 ①ソフト対策：地域協議会（市町村ほか関係機関で構成） ②ハード対策：地域協議会等（地域協議会又はその構成員）	ハード対策 定額 1/2以内 （侵入防止柵の資材費のみの場合は定額）	
	【採択要件】 1　被害防止計画が作成されていること又は作成されることが確実に見込まれること。 2　有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は行われることが確実に見込まれること。　等 【令和５年度実施計画等】１４地域協議会		

実施期間	平成２８～令和５年度	担　当	食の安全・安心推進課　安心推進グループ （内線5037、直通017－734－9352）

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 ／ 調査等 ／ 地域の活性化 ／ 環境保全
	６次産業化の推進	加工・販売促進 ／ 地産地消 ／ グリーン・ツーリズム
	担い手の育成	新規就農 ／ 研修・訓練 ／ 労働力確保等 ／ 経営改善 ／ 法人化 ／ 集落営農 ／ 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 ／ 機械購入
実施主体別		県 ／ 地域協議会等 ／ 地域経営体等

事業名	青森県型地域共生社会の実現に向けた地域経営確立事業（県単・継続）
アピールポイント	農山漁村の経済社会を支えていく個別経営体や集落営農組織などの地域経営体の経営発展や、地域貢献に向けた取組を支援する。

事業の趣旨	青森県型地域共生社会の実現に向け、地域経営体のレベルアップを図る取組を支援するとともに、「地域経営」の仕組みの確立に向けたモデル集落及びそれを伴走支援する中間支援組織の育成に取り組む。	予算額(千円)		64,827
		内訳	国	－
			県	64,827
			その他	－

事業の内容等		補助率	標準事業費
	１　地域貢献型マネジメント定着事業 　市町村でのマネジメント部会の開催や、課題解決に向けた地域提案型の取組を支援 （１）連携・協働の場づくり（必須） （２）地域共生社会の実現に向けた体制づくり（必須） （３）個別経営体及び組織経営体の育成 （４）新規就農者の育成・確保 （５）地域資源の発掘・活用 （６）地域支援サービスの推進 （７）地域コミュニティの再生・強化	ソフト 定額	補助限度額 2,000千円/地域
	２　地域貢献型経営体レベルアップ推進事業 　地域経営体等の地域貢献の取組及びそれに向けた経営発展の取組を支援 （１）地域貢献の取組 　新規就農支援、移住定住対策、コミュニティの活性化、生活支援サービス（育児支援、買物支援、高齢者見守り等）、教育・福祉活動（障がい者等の就労促進等）、地域資源・生産基盤・伝統文化の保全、環境保全活動、交流人口拡大等 （２）経営力強化の取組 　新作物・ＩＣＴの導入、雇用の拡大、販路開拓等	ソフト 定額 ハード 1/2	補助限度額 通常分 ソフト 1,000千円 ハード 1,500千円 特認分 ソフト 2,000千円 ハード 2,500千円
	３　中間支援組織支援型モデル集落育成事業 　ＮＰＯ等の伴走支援によるモデル集落の育成、集落支援マニュアルの作成、研修会の開催及び有識者によるサポート等 《事業実施主体》 　１　地域協議会等　　２　地域経営体等　　３　県		
	【採択要件】 　１及び２については、実施計画の審査に基づき支援対象を選定する。		

実施期間	令和３～５年度	担　当	構造政策課　農村活性化グループ （内線5063、直通017－734－9534）

<table>
<tr><td rowspan="5">目的別</td><td>地域を変えるための切り口</td><td>体制整備等 ／ 地域の活性化</td></tr>
<tr><td>６次産業化の推進</td><td>加工・販売促進</td></tr>
<tr><td>担い手の育成</td><td>労働力確保等 ／ 経営改善 ／ 法人化 ／ 集落営農</td></tr>
<tr><td>農地の利用集積</td><td>農地売買・貸借 ／ 農作業受委託 ／ 規模拡大・集団化</td></tr>
<tr><td>機械・施設の整備</td><td>機械購入</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体別</td><td>その他（集落営農組織）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="4">集落営農活性化プロジェクト促進事業（国庫・継続）
【集落営農活性化プロジェクト促進事業】</td></tr>
<tr><td>アピールポイント</td><td colspan="4">集落営農組織の活性化に向け、ソフト・ハード両面で支援する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業の趣旨</td><td rowspan="4">集落営農における活性化に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援する。</td><td colspan="2">予算額(千円)</td><td>10,000</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内訳</td><td>国</td><td>10,000</td></tr>
<tr><td>県</td><td>－</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業の内容等</td><td colspan="2"></td><td>補助率</td><td>標準事業費</td></tr>
<tr><td colspan="2">１　ビジョンづくりへの支援
　集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略の検討、集落内又は近隣集落等との合意形成を支援（支援期間：最長５年）

２　具体的な取組の実行への支援
（１）取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等）（最長３年間）
（２）収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費
（３）信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費
（４）効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費
（５）集落営農の取組を地域の関係機関がサポートする経費

《事業実施主体》
１及び２（１）～（４）：市町村、　２（５）：県、市町村</td><td>定額

定額

定額

定額
1/2以内
定額</td><td>補助限度額1,000万円以内/集落営農組織（予定）
100万円上限/年

25万円</td></tr>
<tr><td colspan="4">【採択要件】
１　組織の定款又は規約を有すること。
２　共同販売経理を実施していること。
３　人・農地プランもしくは地域計画に位置付けられていること。
４　具体的な取組の実行への支援を受けるためには、ビジョンの作成が必須となること。</td></tr>
<tr><td>実施期間</td><td>令和４～８年度</td><td>担　当</td><td colspan="2">構造政策課　農村活性化グループ
（内線５０６３、直通０１７－７３４－９５３４）</td></tr>
</table>

目的別		
	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備 ／ 暗渠排水・客土 ／ 用排水路
	機械・施設の整備	施設導入
実施主体別		市町村 ／ 農協 ／ 個人 ／ 任意団体

事業名	果樹経営支援対策事業（国庫・継続）
アピールポイント	果樹の優良品種への改植・新植、改植・新植と同時に実施する小規模園地整備、放任園地発生防止（廃園）等の整備事業及び大苗育苗ほの設置等の推進事業を実施できる。

事業の趣旨			
産地自らが策定した果樹産地構造改革計画の実現に向けて、担い手の経営基盤の強化と産地の競争力を高めるため、次の取組を支援する。 ※国が（公財）中央果実協会を通じて実施する事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。	予算額(千円)		※
	内訳	国	－
		県	－
		その他	－

事業の内容等

内容	補助率	標準事業費
1　整備事業		
（1）優良品目・品種への改植・新植		
ア　りんご普通樹、主要落葉果樹	定額	17(15)万円
イ　りんごのわい化栽培、ぶどう（加工用）の垣根栽培、なし等のジョイント栽培	定額	33(32)万円
ウ　りんご超高密植（トールスピンドル）栽培	定額	73(71)万円
エ　その他果樹（慣行栽培、省力樹形等）	1/2	
（2）小規模園地整備（全ての果樹） 園内道の新設、傾斜の緩和、土層改良、排水路の新設	1/2	
（3）放任園地の発生防止対策（伐採、植林）		
ア　りんご（わい化含む）	定額	8万円
イ　その他	1/2	
（4）用水・かん水施設の整備	1/2	
（5）防災施設の整備 防霜施設、防風施設の新設	1/2	※事業費は10a当たり ※(　)は新植の額
※（2）、（4）、（5）の取組は、（1）の取組と同時に実施するものであること。		
2　推進事業		
ア　労働力調整システムの構築､園地情報システムの構築、大苗育苗ほの設置、販路開拓・ブランド化の推進強化、輸出用果実の生産・流通体系の実証、省力技術活用等による生産技術体系構築	1/2	
イ　産地の構造改革・生産基盤強化等検討会	定額	
《支援対象者》 果樹産地協議会が策定した産地計画の担い手農業者等		

【採択要件】
1　事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。
2　受益面積が地続きで概ね２ａ以上であること。
3　改植・新植の際には、植栽本数が設定された本数を上回ること。
4　防災施設を整備するには、果樹共済及び収入保険に加入又は加入することが確実であること。

実施期間	令和２～６年度	担　当	りんご果樹課　生産振興グループ （内線5094、直通017－734－9492）

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備
実施主体別		個人 ／ 任意団体

事業名	果樹未収益期間支援事業（国庫・継続）			
アピールポイント	果樹経営支援対策事業により、優良な品種・品目へ改植・新植した場合に発生する未収益期間の経営を支援する。			
事業の趣旨	果樹産地構造改革計画の実現に向けて、優良品種・品目への改植等を促進するため、植栽後発生する未収益期間（４年間を想定）について、事業実施者の経営負担とならないよう支援を行う。 ※国が（公財）中央果実協会を通じて実施している事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。	予算額(千円)		※
		内訳	国	－
			県	－
			その他	－
事業の内容等	１　対象となる改植等について （１）果樹経営支援対策事業及び産地生産基盤パワーアップ事業の「園芸作物等の先導的取組支援」を活用した改植、新植が対象 （２）改植・新植実施年の翌年から成園化までの４年分の管理経費の1/2相当額（5.5万円/10a/年）を定額で初年度に一括交付 《支援対象者》 果樹産地構造改革計画に位置付けられた担い手等		補助率	標準事業費
			定額	22万円/10a （5.5万円/10a×4年間）
	【採択要件】 事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。			
実施期間	令和２～６年度	担　当		りんご果樹課　生産振興グループ （内線5094、直通017－734－9492）

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
	生産基盤の整備	ほ場整備 ／ 暗渠排水・客土 ／ 用排水路
	機械・施設の整備	施設導入
実施主体別		市町村 ／ 農協 ／ 個人 ／ 任意団体

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">産地生産基盤パワーアップ事業（園芸作物等の先導的取組支援）（国庫・継続）</td></tr>
<tr><td>アピール
ポイント</td><td colspan="5">果樹の園地整備、災害防止施設整備等の整備事業を実施できる。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業の趣旨</td><td rowspan="4">需要の変化に対応するため、産地計画に位置付けられた担い手となる先導的な農業者を対象として、優良品目・品種への改植・新植、小規模園地整備等の取組を支援する。

※国が（公財）中央果実協会を通じて実施する事業であり、補助金、申請書等は県を経由しない。</td><td colspan="2">予算額(千円)</td><td colspan="2">※</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内訳</td><td>国</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>県</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業の内容等</td><td colspan="2">1　小規模園地整備
　園内道の新設、傾斜の緩和、土層改良、用水・かん水施設の整備、排水路の新設、防霜施設、防風施設の新設

《事業実施主体》
果樹産地協議会が策定した産地計画の担い手農業者等</td><td>補助率

1/2</td><td colspan="2">標準事業費

－</td></tr>
<tr><td colspan="5">【採択要件】
1　事業を実施する地域で、果樹産地構造改革計画が策定されていること。
2　実施面積が１か所当たり以下のとおりであること。
優良品目・品種への改植・新植：地続きでおおむね２ａ以上
小規模園地整備：地続きでおおむね10ａ以上
（ただし、土層改良は地続きでおおむね２ａ以上）
3　改植・新植の際には、植栽本数が設定された本数を上回ること。
4　防災施設を整備するには、果樹共済及び収入保険に加入又は加入することが確実であること。</td></tr>
<tr><td>実施期間</td><td>令和４～５年度</td><td>担　当</td><td colspan="3">りんご果樹課　生産振興グループ
（内線5094、直通017－734－9492）</td></tr>
</table>

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等
	担い手の育成	経営改善
実施主体別		県

事業名	畜産経営支援体制確立事業（県単・継続）			
アピールポイント	畜産経営体に対して、経営診断に基づく経営管理や生産技術の改善などの総合的な支援指導を行う。			
事業の趣旨	畜産経営体が自ら行う経営改善への取組と併せて、高度な経営分析に基づく経営管理・生産技術の改善指導を行うほか、畜産関係情報をホームページで公開し、畜産経営体に対する総合的な経営支援指導を行う。	予算額(千円)		2,400
		内訳	国	－
			県	2,400
			その他	－
事業の内容等	1　畜産経営体の総合支援指導 （１）専門知識を有するチーム（以下、「専門家支援チーム」）が、経営診断分析に基づく経営管理・生産技術に係る指導を実施 （２）高度化する畜産経営技術に対応するため、専門家支援チーム員が、畜産経営に係る研修会やセミナーに参加 2　畜産関係情報の提供 （１）効率的に畜産経営体へ情報提供するため、ホームページで関連事業の概要やデータを公開	補助率		標準事業費
		－		－
実施期間	平成１７年度～	担　当		畜産課　経営支援グループ （内線4817、直通017－734－9496）

目的別	地域を変えるための切り口	体制整備等 ／ 調査等 ／ 安全・安心な農産物生産 ／ 地域の活性化
	担い手の育成	新規就農 ／ 研修・訓練 ／ 経営改善
実施主体別		県

事業名	東青地域新規就農サポート強化事業（県単・継続）
アピールポイント	新規就農者が農業を生業として地域に定着できるよう、経営者として必要な知識の早期習得と東青地域の主要品目を主体とした所得確保に向け、支援を強化する。

事業の趣旨		
東青地域では、最近10年間で農業経営体数の減少や高齢化が進行しており、新規就農者は貴重な担い手として期待されている。しかし、非農家出身者が多く、生産基盤の脆弱さに加え、農業経営の知識が乏しく、農業所得が低い。 このため、支援体制を強化し、栽培技術や経営管理能力向上のための支援を行い、所得向上を図る。	予算額(千円)	3,120
	内訳 国	－
	内訳 県	3,120
	内訳 その他	－

事業の内容等

1　就農希望者の資質向上と支援体制の強化
（1）就農希望者の資質向上
　ア　農業経営、営農計画等に関するセミナーの開催
（2）就農支援のための体制強化
　ア　東青地域新規就農者支援会議の開催
　イ　研修受入農家などへのコーチング等の研修実施
　ウ　就農支援の先進地事例調査の実施

2　新規就農者のスキルアップ
（1）栽培技術・経営管理能力向上のための支援
　ア　東青版「新規就農者向け営農指南書」の作成
　イ　新規就農者指導拠点ほの設置と研修・交流会の開催
　ウ　新規就農者自らが企画立案した先進地調査への支援と調査結果の報告
（2）販売能力向上のための支援
　ア　模擬商談会・商品評価会、お試し販売会の実施

《事業実施主体》
県（東青地域県民局地域農林水産部）

補助率	標準事業費
－	－

【令和５年度実施計画等】
1　就農希望者向けセミナーの開催
2　東青地域新規就農者支援会議の開催
3　研修受入農家などへの研修実施
4　就農支援の先進地事例調査の実施
5　東青版「新規就農者向け営農指南書」の内容検討
6　新規就農者指導拠点ほの設置と研修・交流会の開催
7　新規就農者による先進地事例調査への支援と調査結果報告会の開催
8　模擬商談会・商品評価会、お試し販売会の実施

実施期間	令和４～６年度	担　当	東青地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 （直通017－734－9990）

目的別		
	地域を変えるための切り口	体制整備等 ／ 調査等 ／ 地域の活性化 ／スマート農業
	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大・集団化
実施主体別		県

事業名	未来をつくる西北型水田農業強化事業（県単・継続）
アピールポイント	西北管内における労働力不足に対応した大規模稲作経営体へのスマート農業の普及を図るとともに、中小規模稲作経営体における水稲＋高収益作物の作付体系を普及することにより、生産性や収益性の高い西北型水田農業の確立を目指す。

事業の趣旨			
大規模稲作経営体への農地集積が一層進む中、労働力不足に対応したスマート農業への関心が高い。また、転作野菜での排水対策の効果が確認され、ブロッコリー等に取り組みたい農家が増加している。 このため、100ha規模の大規模稲作経営体育成に向けたスマート農業実践モデルの検証とその普及拡大のほか、米価下落に対応できる水稲＋高収益作物の複合経営の拡大を推進する。	予算額(千円)		3,007
	内訳	国	－
		県	3,007
		その他	－

事業の内容等	補助率	標準事業費
1　西北型水田農業推進協議会の開催 （1）スマート農業と高収益作物導入に向けた戦略の策定 2　スマート農業の普及に向けた取組強化 （1）大規模稲作経営体における一貫作業体系の実践モデルの検証 （2）西北地域におけるスマート農業の普及拡大 3　水稲＋高収益作物複合経営の普及 （1）高収益作物導入に向けた農業者グループの取組強化 （2）高収益作物普及展示ほの設置 《事業実施主体》 県（西北地域県民局地域農林水産部）	－	－

【令和５年度実施計画等】
1　スマート農業と高収益作物導入のための戦略策定に向けた会議の開催
2　スマート農業普及展示ほを活用した現地実演会の開催
3　西北型水田農業スマート農業技術導入マニュアルの内容拡充
4　高収益作物の導入が可能となる作付体系の検討及び先進地調査の実施
5　高収益作物普及展示ほを活用した現地検討会の開催
6　高収益作物導入に向けた作付可能面積、収益性等の調査

実施期間	令和３～５年度	担　当	西北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 （代表0173－34－2111、内線235）

目的別	地域を変えるための切り口	調査等 ／ 安全・安心な農産物生産 ／ 地域の活性化 ／ スマート農業
	担い手の育成	経営改善
	機械・施設の整備	スマート農機
実施主体別		県

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">「西北のハンデ克服」リモート技術を活用した肉用牛生産推進事業
（県単・新規）</td></tr>
<tr><td>アピールポイント</td><td colspan="5">昨今のコロナ禍により既に普及し、定着したリモート技術を畜産分野でも積極的に活用することで、西北地域の抱える距離的、時間的なハンデを克服することが可能となる。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業の趣旨</td><td rowspan="4" colspan="2">西北地域での肉用牛生産を維持し拡大するため、リモート技術を活用した飼養管理の効率化と草地管理技術の高度化を図り、草地資源の有効活用による低コストな肉用牛生産体制の整備に取り組む。</td><td colspan="2">予算額(千円)</td><td>2,260</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内訳</td><td>国</td><td>－</td></tr>
<tr><td>県</td><td>2,260</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業の内容等</td><td colspan="3">1　リモート技術の導入に向けた検討
（1）リモート技術導入検討会議
（2）先進地調査の実施
（3）現地実践研修会の開催

2　リモート技術の活用手法の実証
（1）飼養管理情報共有化による効率化実証
（2）公共牧場の草地管理技術の高度化実証

3　リモート技術の普及啓発
（1）西北地域全体で活用できる「リモート技術活用マニュアル」作成

《事業実施主体》
県（西北地域県民局地域農林水産部）</td><td>補助率
－</td><td>標準事業費
－</td></tr>
<tr><td colspan="5">【令和５年度実施計画等】
1　リモート技術導入のための検討会議の開催
2　リモート技術の活用に向けた先進地調査の実施
3　リモート技術の活用に向けた現地実践研修会の開催
4　共同利用牛舎内カメラ設置による飼養管理情報の共有や獣医師への情報伝達
5　放牧地の画像診断による草地管理情報の共有や肥培管理技術指導</td></tr>
<tr><td>実施期間</td><td>令和５～６年度</td><td>担　当</td><td colspan="3">西北地域県民局地域農林水産部
畜産課
（代表0173－72－6612）</td></tr>
</table>

目的別		
	地域を変えるための切り口	体制整備等 ／ 調査等 ／ 安全・安心な農産物生産 ／ 地域の活性化 ／ スマート農業
	６次産業化の推進	加工・販売促進 ／ 地産地消
	担い手の育成	新規就農 ／ 研修・訓練 ／ 経営改善
実施主体別		県

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="4">新規就農者が支える下北「夏秋いちご」産地力強化事業（県単・継続）</td></tr>
<tr><td>アピールポイント</td><td colspan="4">下北地域の夏秋いちご産地を担う新規就農者に対し、各種研修等をとおして栽培技術力、経営管理能力、そして販売力の向上を図るとともに、農地の確保や就農後の営農相談受入などのサポート体制を整備する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業の趣旨</td><td rowspan="4">新規就農者の増加により下北地域の夏秋いちごの作付面積は増加しているが、産地として継続して発展させていくため、新規就農者の技術力、経営力の強化を早期に図るとともに、市町村等と連携したサポート体制を整備する。
また、産直市「しもきたマルシェ」での販売活動や、インターネット販売等の実践をとおして販売力の強化を図る。</td><td colspan="2">予算額(千円)</td><td>2,125</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内訳</td><td>国</td><td>－</td></tr>
<tr><td>県</td><td>2,125</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>－</td></tr>
<tr><td>事業の内容等</td><td colspan="2">１　新規就農者のサポート体制の強化
（１）新規就農者「農業力」強化推進会議の開催
　市町村等と連携し、新規就農者の耕作に適した農地のリストアップや第三者承継等の取組を推進
（２）経営力強化研修の開催
（３）新規就農アドバイザー（農業経営士２名）による通年での相談活動の実施
（４）非農家からの新規参入者も対象とした「しもきた新規就農ハンドブック」の作成・配布

２　新規就農者による「夏秋いちご」の産地力強化
（１）しもきた「夏秋いちご」レベルアップ研修会の開催
　栽培技術、スマート農業、先進地視察等の研修の実施
（２）スマート農業試験展示ほの設置
　ＩＣＴ機器（自動施肥・かん水システム）を活用した施肥省力化技術の確立とマニュアルの作成・配布

３　新規就農者の販売力向上
（１）ＳＮＳ等を活用した情報発信研修会等の開催
（２）産直市「しもきたマルシェ」での販売活動や、インターネット販売の実践による販売力強化

《事業実施主体》
県（下北地域県民局地域農林水産部）</td><td>補助率

－</td><td>標準事業費

－</td></tr>
<tr><td>実施期間</td><td>令和３～５年度</td><td>担　当</td><td colspan="2">下北地域県民局地域農林水産部
農業普及振興室
(代表0175－22－8581、内線232、288)</td></tr>
</table>

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 ／ 地域の活性化 ／ 中山間地域振興
	６次産業化の推進	加工・販売促進 ／ グリーン・ツーリズム
	担い手の育成	労働力確保等 ／ 経営改善 ／ 法人化 ／ 女性活動支援
	機械・施設の整備	施設導入 ／ 機械購入
実施主体別		県 ／ 個人 ／ 任意団体

事業名	女性起業課題解決・活躍促進事業（国庫・継続） 【地域女性活躍推進交付金】
アピールポイント	農山漁村女性の起業を積極的に支援するほか、女性起業が抱える課題の解消に向けた支援を行う。

事業の趣旨	予算額(千円)		3,192
女性の視点を生かした起業活動を支援し、農山漁村女性の活躍を推進するとともに、次世代を担う女性起業家の育成と地域活動等の発展を図る。	内訳	国	451
		県	2,741
		その他	－

事業の内容等	補助率	標準事業費
１　女性起業の促進 （１）実態調査 　女性起業の実態・課題を把握するために、起業活動実態調査を実施 （２）基礎講座 　食品衛生法、食品表示の改正など関連法規や技術習得のための基礎的な講座を開催（各県民局１回） （３）ステップアップ講座 　事業拡大、技術向上のための専門的な講座を開催（年２地区） （４）女性起業専用サイトの開設 　県ＨＰ内に女性起業の専用ページを開設し、モデルとなる優良事例や補助事業等の支援策について紹介		
２　起業活動支援 （１）事業経費の補助 　新規参入、経営力向上、高付加価値化を目指した事業や、加工技術の向上や継承につながる活動に必要な経費を補助 《補助金上限額》１件当たり500千円以内 （２）フォローアップ 　補助事業活用者に対し、事後アンケート等で追跡調査を行い、課題解決や経営発展に向けた指導や助言を実施	1/2以内	個人・一団体当たり1,000千円

【採択要件】
１　事業実施主体
　県内で農林漁業に従事している女性、又はこれらの女性が中心となり組織する団体であること。

【令和５年度実施計画等】
未　定

実施期間	令和５～７年度	担　当	農林水産政策課　農業改良普及グループ （内線4990、直通017－734－9473）

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 ／ 地域の活性化
	担い手の育成	経営改善 ／ その他（ＩＴ化）
	農地の利用集積	農地売買・貸借 ／ 規模拡大・集団化
	生産基盤の整備	その他（飼料基盤整備）
	機械・施設の整備	施設導入 ／ 機械購入
実施主体別		その他（公益社団法人あおもり農業支援センター）

事業名	草地畜産基盤整備事業（国庫・継続） 【農山漁村地域整備交付金】			
アピールポイント	飼料基盤に立脚した酪農、肉用牛経営に係る担い手の育成を図るため、草地の造成整備や畜舎等の施設整備を支援する。			
事業の趣旨	畜産物の安定生産を図るため、担い手への土地利用集積の推進による規模拡大や地域内の土地資源を飼料基盤として活用することにより、畜産主産地の形成と地域経済の活性化に資する。	予算額(千円)		145,694
		内訳	国	106,940
			県	38,754
			その他	－

事業の内容等	1　事業内容 　事業参加者から委託を受けて行う牧場施設の建設整備 （１）基本施設整備 　　草地造成改良、草地整備改良、給水施設整備等 （２）農業用施設整備 　　隔障物整備、家畜保護施設整備、飼料調製貯蔵施設整備、家畜排せつ物処理施設整備等 （３）農機具等導入 《事業実施主体》 　公益社団法人あおもり農業支援センター	補助率 (1)､(2) 国50% 県15% (3) 国50% 県7.5%	標準事業費 －

【採択要件】

1　草地整備型（公共牧場整備事業）

（１）活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。
（２）公共牧場の既存草地面積が100ha（中山間地域は50ha）以上であること。
（３）公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して５年以上経過していること。
（４）事業完了後の受益面積が60ha（中山間地域は30ha）以上であること。

2　畜産担い手総合整備型（再編整備事業）

（１）活性化計画により、畜産主産地育成の取組等が明らかであること。
（２）事業参加者が10人（中山間地域については５人）以上であること。
（３）家畜飼養頭数（豚換算）が2,000頭（中山間地域は1,000頭）以上であること。
（４）担い手に係る畜産物生産が２分の１以上であること。
（５）受益草地等の面積が30ha（中山間地域は15ha）以上であること。

【令和５年度実施計画等】

和平地区（田子町)、むつ・東通地区（むつ市・東通村)、八森地区（六ヶ所村）

実施期間	昭和５９～令和９年度	担　当	畜産課　飼料環境グループ (内線4823、直通017－734－9497)

目的別	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	６次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 ／ 経営改善 ／ 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 ／ 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 ／ 機械購入
	融資制度	融資
実施主体別		株式会社日本政策金融公庫

事業名	農業改良資金（国庫・継続）			
アピール	担い手の農業経営改善に向けたチャレンジを無利子で貸付けすることで支援する。			
事業の趣旨	農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性を活かしつつ、農畜産物の加工を始めたり、新作物に取り組む場合、あるいは農畜産物又はその加工品の新たな生産方式や販売方式を導入する場合などチャレンジするのに要する資金を無利子で貸付けする。	予算額（千円）		（公庫資金）
		内訳	国	－
			県	－
			その他	－

事業の内容等		補助率	標準事業費
	１　貸付対象事業 新たな農業部門の経営の開始などに必要な施設や機械の改良、造成、取得費、果樹・家畜の導入、その他初度的経費 ２　貸付対象者 （１）農商工等連携促進法の認定を受けた農業者、中小企業者等 （２）農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた農業者等 （３）米穀新用途利用促進法の認定を受けた農業者、製造事業者等 （４）六次産業化法の認定を受けた農業者等、促進事業者（中小企業者に限る。） （５）みどりの食料システム法の認定を受けた農業者等 ３　貸付利率 無利子 ４　償還期間（据置期間） １２年以内（３年以内※特例５年） ５　貸付限度額 （１）個人　　　5,000万円 （２）法人　１億5,000万円	－	－

実施期間	昭和３１年度～	担　当	団体経営改善課　農業団体指導グループ （内線4799、直通017－734－9459）

目的別		
	地域を変えるための切り口	中山間地域振興
	６次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	研修・訓練 ／ 経営改善 ／ 法人化
	農地の利用集積	農作業受委託 ／ 規模拡大・集団化
	機械・施設の整備	施設導入 ／ 機械購入
	融資制度	利子補給
実施主体別		農協 ／ 法人 ／ 個人 ／ 任意団体

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">農業近代化資金（県単・継続）</td></tr>
<tr><td>アピール</td><td colspan="5">農地取得以外の幅広い資金需要に対応する長期で低利な資金を貸付けする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業の趣旨</td><td rowspan="4">農業者等の経営の近代化に資すると認められる施設等の導入に対し資金を低利で貸付けする。</td><td colspan="2">貸付枠（千円）</td><td>1,200,000</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内訳</td><td>国</td><td>－</td></tr>
<tr><td>県</td><td>1,200,000</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業の内容等</td><td rowspan="2">1　貸付対象事業
（１）農産物の生産、流通又は加工に必要な施設（農機具等を含む）の改良、造成又は取得（認定農業者は復旧も対象）
（２）果樹その他永年性植物の植栽又は育成
（３）乳牛その他の家畜の購入又は育成
（４）事業費1,800万円を超えない規模の農地等の改良、造成（認定農業者は復旧も対象）
（５）長期運転資金
（６）農村環境整備資金
（７）農村における給排水施設の改良造成又は取得等

2　貸付対象者
（１）認定農業者、認定新規就農者、要件に合致する農業者等
（２）農協、農協連合会等

3　貸付利率
１．０％　※R5.3.20現在

4　償還期間（据置期間）（原則）
（１）農業者等　１５年以内（３年以内）
（２）農協等　１５年以内（３年以内）

5　貸付限度額
（１）個人　1,800万円
（２）法人　２億円

6　融資率
80％以内（認定農業者は100％以内）</td><td colspan="2">補助率</td><td>標準事業費</td></tr>
<tr><td colspan="2">－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>実施期間</td><td>昭和３６年度～</td><td>担　当</td><td colspan="3">団体経営改善課　農業団体指導グループ
（内線4799、直通017－734－9459）</td></tr>
</table>

目的別	６次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	経営改善
	融資制度	融資
実施主体別		農協等融資機関

事業名	農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）（国庫・継続）			
アピールポイント	認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な短期運転資金を借りやすく返しやすい方式（極度額方式）及び低利で貸付けする。			
事業の趣旨	認定農業者が、農業経営改善計画を達成し、効率的･安定的な経営体となるために必要な短期運転資金を低利で貸付けする。	貸付枠(千円)		114,000
		内訳	国	－
			県	－
			その他	－
事業の内容等	1　貸付対象事業 （１）種苗･肥料･飼料･農薬代･労賃 （２）中小家畜購入費 （３）小農機具･施設修繕費 （４）地代･機械等のリース料等 2　貸付対象者 　認定農業者 3　貸付利率 　１．５０％　　※R5.3.20現在 4　償還期間 　１年以内（極度額方式･借入、返済随時） 5　極 度 額 （１）個人　　500万円（畜産･施設園芸2,000万円） （２）法人　2,000万円（畜産･施設園芸8,000万円）	補助率	標準事業費	
		－	－	
	【採択要件】 認定農業者で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。			
実施期間	平成６年度～	担　当	団体経営改善課　農業団体指導グループ (内線4799､直通017－734－9459)	

目的別	６次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	新規就農 ／ 労働力確保等 ／ 経営改善 ／ 法人化
実施主体別		県 ／ 農業法人

事業名	農業経営・就農支援体制整備推進事業（国庫・継続） 【農業経営・就農サポート推進事業・農業経営高度化支援事業】
アピールポイント	農業経営の法人化、円滑な経営承継、新規就農者の定着促進等の多様な経営課題について、中小企業診断士や税理士、社会保険労務士、農業経営士等の登録専門家から無料でアドバイスを受けられる。

事業の趣旨			
関係機関と連携して農業経営及び就農等希望に関する相談・支援体制を整備し、農業者及び就農等希望者に対する経営相談・診断、課題に応じた専門家派遣・巡回指導その他の個別支援を行い、農業経営の法人化、農業経営の確立・発展、経営資源の確実な次世代への継承ほか、新規就農及び新規就農者の早期定着・促進を図る。	予算額(千円)		11,584
	内訳	国	11,491
		県	93
		その他	－

事業の内容等	補助率	標準事業費
１　農業経営・就農サポート推進事業 （１）実施体制の整備（農業経営・就農支援センターの設置） 相談窓口の設置、センター運営会議・経営戦略会議の開催、経営・就農専属スタッフの配置、専門家の登録等 （２）経営サポート活動 ア　センター運営会議において､重点支援対象者を決定し、経営専属スタッフによる経営診断後、経営戦略会議で農業者毎の経営戦略（伴走型支援計画等）を策定 イ　専門家等から構成される支援チームを編成し、伴走型支援を実施 ウ　相談カルテの作成により、関係機関と情報を共有 エ　経営相談会、経営セミナー等の実施 （３）就農サポート活動 ア　就農希望者等からの相談対応 イ　就農に関する情報提供等 （４）農業を担う者の確保・育成プロジェクト活動 重点支援対象者の掘り起こし、人材確保推進活動（就農希望者等へのPR・情報提供)、研修会・相談会の開催等	－	－
２　農業経営高度化支援事業 農業経営・就農サポート推進事業等による経営診断を受けて、事業実施年度又はその前年度に法人化した経営体（集落営農組織を除く）の法人化に係る取組に対する補助 要件：適切な就業規則を整備し、法人設立後、当該補助金交付年度において、雇用契約の締結に際し、期間の定めのない雇用又は７か月以上の期間を定めた者を雇用していることほか	定額	１取組当たり25万円

【採択要件】
１　管轄の農業普及振興室に重点支援対象者となる旨の同意書を提出すること。
２　重点支援対象者は経営診断に必要な直近３か年分の確定申告書（損益計算書、貸借対照表など）の写しを提出すること。

実施期間	令和３～５年度	担　当	構造政策課　担い手育成グループ (内線5058･5059､直通017-734-9463)

目的別	担い手の育成	新規就農 ／ 経営改善
実施主体別		県

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">あおもり新農業人サポート事業のうち
　非農家出身者再チャレンジ支援事業（県単・継続）
　及び青森県新規就農メンター制度</td></tr>
<tr><td>アピールポイント</td><td colspan="5">　非農家出身の新規就農者が経営改善の取組を行う場合、支援を受けられるほか、農業経営で悩んでいる非農家出身の就農希望者や就農初期の農業者等が、県が認定したメンターから助言を受けられる。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業の趣旨</td><td rowspan="4">　非農家出身者は、経営基盤がぜい弱で、就農時点で予期できなかったトラブルに直面し、所得が低迷することが多い傾向にある。
　このため、非農家出身の新規就農者の経営改善に向けた取組に対して支援し、所得の向上を図る。
　また、優れた農業経営を実践している非農家出身の農業者をメンターに認定し、課題を抱える非農家出身の就農希望者等に派遣して実践的なアドバイスをすることで、早期の経営安定化を図る。</td><td colspan="2">予算額（千円）</td><td colspan="2">10,987</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内訳</td><td>国</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>県</td><td colspan="2">10,987</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業の内容等</td><td colspan="2">1　非農家出身者再チャレンジ支援事業
　　非農家出身の新規就農者が行う経営改善に要する経費を支援
　《事業実施主体》
　　就農３～６年目の非農家出身の新規就農者

2　青森県新規就農メンター制度
（1）メンターの概要
　　トマト、りんご、野菜などを栽培する15名
（2）就農メンターの主な役割
　ア　就農希望者に対する青年等就農計画作成等に当たっての助言指導
　イ　新規就農者の育成に当たっての助言指導
　ウ　県の主催する就農相談会や各種研修会への協力
　エ　市町村との連携活動</td><td colspan="2">補助率
1/2以内
（100万円以内）</td><td>標準事業費
200万円以内</td></tr>
<tr><td colspan="5">【採択要件】
1　非農家出身者再チャレンジ支援事業
（1）青森県内で農業を営む非農家出身（青年等就農計画で「新たに農業経営を開始」に該当する者）の独立自営就農者であること。
（2）応募時において、国の農業次世代人材投資事業の経営開始型の支援を受けている又は受けていた就農３年目から６年目の者であること。
（3）青年等就農計画に定めた所得目標が未達成であり、達成に向けて経営改善が見込まれる者であること。</td></tr>
<tr><td>実施期間</td><td colspan="2">令和４～６年度</td><td>担　当</td><td colspan="2">構造政策課　担い手育成グループ
（内線5060、直通017－734－9463）</td></tr>
</table>

目的別	担い手の育成	新規就農 ／ 研修・訓練 ／ 経営改善
実施主体別		県

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td><td colspan="5">三八新規就農者定着支援事業（県単・継続）</td></tr>
<tr><td colspan="2">アピールポイント</td><td colspan="5">新規就農者の早期の経営安定に向けて、関係機関等で情報交換と支援策の検討を行うとともに、栽培技術の向上やネットワークづくりによる新規就農者の所得向上を支援する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業の趣旨</td><td colspan="2" rowspan="4">三八地域では、近年、新規就農者が増加しているが、非農家出身者の割合が高い。非農家出身者は経営基盤が脆弱なことに加え、三八地域は経営耕地面積が小さいこと等、条件が不利なことから十分な所得を確保できていない。
このため、関係機関等の支援体制の強化、新規就農者の栽培技術・経営管理のスキルアップや新規就農者間の情報交換の促進等により所得の向上を図る。</td><td colspan="2">予算額(千円)</td><td colspan="2">1,980</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内訳</td><td>国</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>県</td><td colspan="2">1,980</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業の内容等</td><td colspan="3" rowspan="2">1　新規就農者支援体制づくり
新規就農者支援連絡会議を開催し、三八地域における新規就農者の確保・定着に向けた情報交換、支援策の検討、意向調査を実施

2　新規就農者の所得向上への支援
三八地域特有の課題（経営面積が小さい、非農家出身が多い）を解決するため、新規就農者が取組可能な高収益作物の実証ほを設置するとともに、栽培技術や経営管理の研修を実施

3　新規就農者のネットワークづくり
非農家出身の新規就農者が早期に地域に溶け込めるよう新規就農者同士の交流会や異業種・消費者等の交流の場としての三八ファーマーズマーケットを開催

《事業実施主体》
県（三八地域県民局地域農林水産部）</td><td>補助率</td><td colspan="2">標準事業費</td></tr>
<tr><td>－</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td colspan="6">【令和５年度実施計画等】
1　新規就農者支援連絡会議の開催
2　新規就農者フォローアップセミナーの開催
3　実証ほの設置
4　実証ほの現地検討会・成果発表会の開催
5　新規就農者交流会の開催
6　三八ファーマーズマルシェの開催</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施期間</td><td>令和３～５年度</td><td>担当</td><td colspan="3">三八地域県民局地域農林水産部
農業普及振興室　経営・担い手班
（代表0178－27－5111、内線221）</td></tr>
</table>

目的別	担い手の育成	研修・訓練 ／ 経営改善 ／ 法人化
実施主体別		県 ／ 個人

事業名	あおもり新農業人サポート事業のうち 若手農業トップランナーの育成（県単・継続）			
アピールポイント	トップランナー塾生の企画力とネットワーク力を生かした新たな事業展開を支援することにより、本県農業の将来を担う総合的能力の高い若手農業者を育成する。			
事業の趣旨	柔軟な発想と大胆な行動力、経営管理力やマーケティング力を持って、本県農業の新たなステージを切り開き、果敢に農業にチャレンジする「若手農業トップランナー」の育成や修了生の取組強化を支援する。	予算額(千円)		3,487
		内訳	国	－
			県	3,487
			その他	－
事業の内容等	1　若手農業トップランナー塾生の公募 ・チャレンジコース（第14期生）　20組（名）程度 ・レベルアップコース（塾修了生）10組（名）程度 2　チャレンジコースの開催 （1）経営やマーケティング、６次産業化等のセミナー （2）塾修了生ほ場での県内優良事例視察研修 （3）塾生が希望する農業法人、研究機関等の県外視察研修 （4）アグリフードEXPO（全国展示商談会）への出展 （5）トップランナーのネットワーク活動を生かした支援（あおもりマルシェでの販売演習等） 3　レベルアップコースの開催 （1）経営戦略の作成など経営発展に直結する実践セミナー （2）塾生が希望する農業法人、研究機関等の県外視察 4　現役塾生と塾修了生との情報交換会の開催 5　トップランナーのネットワーク活動を生かした支援 あおもりマルシェ等の活動を応援		補助率	標準事業費
			－	－
	【採択要件】 1　チャレンジコース（第15期生） 新たな付加価値の創造につながる可能性にチャレンジする意欲がある若手農業者であること（自らのチャレンジプラン<５か年>を作成し、県への応募を経て、トップランナー塾生として選定された者）。 2　レベルアップコース 若手農業トップランナー塾修了生で、資質向上や取組強化に挑戦する者であること。			
実施期間	令和４～６年度	担　当	構造政策課　担い手育成グループ （内線5060、直通017－734－9463）	

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備	施設導入 ／ 機械購入 ／ リース
	融資制度	融資
実施主体別		市町村 ／ 株式会社日本政策金融公庫

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td><td colspan="5">農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）（国庫・継続）</td></tr>
<tr><td colspan="2">アピールポイント</td><td colspan="5">認定農業者が農業経営改善計画を達成するために必要な長期で低利な資金を貸付けする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業の趣旨</td><td colspan="2" rowspan="4">認定農業者が農業経営改善計画を達成し、効率的･安定的な経営体となるために必要な施設、機械、農地等の取得費用を低利で長期に貸付けする。</td><td colspan="3">予算額（千円）</td><td>（公庫資金）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内訳</td><td colspan="2">国</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">県</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業の内容等</td><td colspan="3" rowspan="2">１　貸付対象事業
（１）農地等の取得
（２）農業用施設、機械等の取得　等

２　貸付対象者
認定農業者

３　貸付利率
０．５５％～１．００％　※R5.3.20現在

４　償還期間
２５年以内（うち据置１０年以内）

５　貸付限度額
（１）個人　　３億円（特認　６億円）
（２）法人　１０億円（特認３０億円）

６　融資率　　１００％</td><td colspan="2">補助率</td><td>標準事業費</td></tr>
<tr><td colspan="2">利子分に対し国10/10

（無利子化措置の対象となった場合）</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="6">【採択要件】
認定農業者で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。
【令和５年度金利負担軽減措置】
令和５年度に認定農業者が新たに借り入れるものについて、実質化された人・農地プランの中心経営体として位置付けられた者及び農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者は、貸付当初から５年間に限り無利子となる。（ただし、安定化長期資金、補助残融資資金除く）</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施期間</td><td>平成６年度～</td><td>担　当</td><td colspan="3">団体経営改善課　農業団体指導グループ
（内線4799、直通017－734－9459）</td></tr>
</table>

目的別	担い手の育成	経営改善
	農地の利用集積	規模拡大
	機械・施設の整備	施設導入 ／ 機械購入
	融資制度	融資
実施主体別		農協 ／ 株式会社日本政策金融公庫

事業名	経営体育成強化資金（国庫・継続）			
アピールポイント	認定農業者以外の担い手が利用する経営改善のための前向き資金と負債の償還負担を軽減するために必要な長期資金を低利で貸付けする。			
事業の趣旨	認定農業者以外の担い手が、効率的･安定的な経営体となるために必要な施設、機械等の取得費用を貸付けする前向き投資資金と償還負担を軽減するための資金を低利で貸付けする。	予算額(千円)		（公庫資金）
		内訳	国	－
			県	－
			その他	－
事業の内容等	1　貸付対象事業 （1）農地等の取得 （2）農業用施設、機械等の取得 （3）農産物加工処理･流通販売施設 （4）負債整理 2　貸付対象者 　認定農業者以外の担い手 3　貸付利率 　１．００％　　　※R5.3.20現在 4　償還期間（据置期間）） 　２５年以内（３年以内） 5　貸付限度額 （1）個人　1億5,000万円 （2）法人　５億円 6　融資率 　８０％		補助率	標準事業費
			－	－
	【採択要件】 認定農業者以外の担い手で、経営改善資金計画を市町村推進会議に認定された者であること。			
実施期間	平成１３年度～	担　当	団体経営改善課　農業団体指導グループ （内線4799、直通017－734－9459）	